

第96回（平成31年3月26日）

○的井総務課長 定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、加藤委員、宮井委員が御欠席です。

それでは、以後の委員会会議の進行につきましては、嶋田委員長にお願いいたします。

○嶋田委員長 それでは、ただいまから、第96回「個人情報保護委員会」を開催いたします。

本日の議題は1つです。

議題1「いわゆる3年ごと見直し（ヒアリング）」について、説明いたします。

第86回委員会において御了承いただいたとおり、3年ごとの見直しに関連して、民間団体の皆様へのヒアリングを行うこととしております。

本日は、日本商工会議所及び全国商工会連合会へのヒアリングを行いたいと思います。

まず初めに、日本商工会議所の久貝様、小松様に会議に御出席いただきたいと思います。もう御出席いただいておりますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○嶋田委員長 それでは、出席を認めます。

久貝様、小松様におかれましては、御多忙の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。それでは、御説明をお願いいたします。

○日本商工会議所 日本商工会議所の常務理事の久貝です。

本日は、個人情報保護委員会の皆様にこのようにヒアリングの機会を設けていただきまして、誠にありがとうございます。

最初に、私どもの商工会議所がどんなものかというのを簡単に御紹介したいと思います。

私どもの商工会議所は全国に515ございまして、概ね市町村の中の市の単位で1つの商工会議所があるということでありまして、町村のほうには、後で御説明されると思いますけれども、商工会が1,600あるということでありまして。また、全国の会員数、ほとんどが中小企業、小規模企業ですけれども、125万者ということで、地域の様々な規模・業種の商工業者で会員が構成されているということでありまして。

商工会議所のミッションは、やはり中小・小規模事業者の活力の強化、地域経済の活性化ということで、様々な活動を行っているということでありまして。また、商工会議所は、全国の商工業者の声を取りまとめまして、政府への政策提言とか事業展開を行っている。このあたりは商工会議所法に全てのっとしてやっているということでありまして。

中小企業につきまして申し上げますと、全国の中小企業は今、358万者ということでありまして、企業の中の99.7%ということでありまして。この中小企業が直面する最大の課題というのは、やはり人手不足であります。我々はアンケート調査を毎年6月にやっておりますけれども、人手が足りないという声が4年連続で5ポイントずつ増えておりまして、今は65%の企業が人手不足ででんでこ舞いだということでありまして。

そういうことで、これに対応するために、女性、高齢者といった多様な人材の活用、そ

れから生産性の向上が何より必要ですのでIT等も使うということで、そのようなことについて経営課題として取り組んでいるという状況でございます。

個人情報をめぐる状況ということでは、各地から色々な声が寄せられておまして、これも御紹介したいと思います。個人情報を取り扱うということにつきましては、中小企業の場合ですと、単に経営上のリスクと捉えて、触らぬ神に祟りなしとって済ませたり、あるいは手続が面倒なので回避するという中小企業が少なくないように感じております。

また、個人情報として扱われているものの、必ずしも個人情報には該当しないのではないかと思われる例、あるいは個人情報に該当しても、適切な対応をすれば問題ないのではないかと思われる例もある。例えば、最近の話ですと、商工会議所はどこでも会員企業に対して景気の動向その他の調査、ヒアリングを行い、それをまとめて報告、公表しているわけですけれども、そういうヒアリングとか調査への協力ということで会員企業にそれをお願いしましても、個人情報ですということで、それを方便に断られるケースがあるということも聞いております。

また、ある会議所の担当者が市外の、つまり他の商工会議所の会員さんから、そちらのほうの会員企業を紹介してほしいという依頼を受けたということで上司に相談したと。個人情報のこともあるので、タウンページを見てもらうようにという指示があったと。それを先方の企業にお伝えすると、会員企業に聞くぐらいのことはしてくれてもいいではないかということで、呆れられたという話もございます。

それから、商工会議所というのは、商工会議所法に基づきまして地域商工業者の台帳というものを作成しております。この台帳を基に、以前は会員名簿を例えば「商工名鑑」というような名前で販売するところも多うございましたけれども、近年は出版を中止すると、あるいは継続していても会員企業のほうで自身の個人情報の取り扱いに過敏になって名簿への掲載を希望しないというケースが出てきている。そうなりますと名鑑を出せないということも聞いております。

商工会議所にとっては会員企業間、あるいは地域を越えたマッチングができる、つまり企業を紹介する一つのチャンネルの機能を持っているわけですけれども、なかなかそれができない。会員企業の情報が言わばその商工会議所のレーゾンデートルみたいなところがありますけれども、それがなかなか難しくなっているという、その理由が個人情報にあるのではないかと聞いております。

それから、最近は大きな話としては、やはり東京一極集中の問題がございまして、地方はどんどん人が減るということになります。人口減少で、何とか社会減をとめようということで、地方に移住して創業をするのであればお金も出しますよという取組をやることで、来ていただけるケースもあるのですけれども、例えば移住の手続のときは当然自治体に行きまして、住民票その他の手続をするわけですが、そこで来ても稼がなければいけないので創業をする。あるいはカフェであったり、農業の初期的な問題があったりする。そういうことになると、やはり商工会議所等に御相談に来られるのです。それから、当然お金が

要りますので金融機関に行かなければいけないという話になりますけれども、最初の自治体に、自分はこういう者で、こういうふうなことで東京から来ましたと、そういう個人情報全部入ります。当然、そういうものを商工会議所とか金融機関にシェアすれば、非常にその話が早いわけですが、それが要するにそれぞれ情報を出さなければいけない。自治体から、恐らく電話ぐらいは来ると思うのです。今度、何々さんという人がこちらのほうに移住して商売を始めたいからといって商工会議所に電話ぐらいは来ると思うのですけれども、それから先、それ以上のものはなかなか出してくれないということです。そうすると、また同じことを聞かないといけません。金融機関に行ったらまた同じことを聞かなければいけない。逆に、移住する人にとっての負担が大きいということを聞いております。

あとは、個人情報とそうでない情報を仕分けるとか、あるいは同意の取りつけの手続等の具体的な方法がわからないとか面倒だということで、商工会議所の方にも反省すべき点があると思いますけれども、全てを個人情報であると決めつけて済ませてしまうという、要するに何もしないということなのですけれども、そういう雰囲気、空気がかなり強いかなという感じがいたしております。

申し上げたとおり、個人情報の扱いにつきましては、誤解、萎縮、過剰反応が未だに根強いということで、どういうことが大事なことで、どういうことを守って、こういうことはやってもいいのだという更なる周知が必要だと考えております。

先ほどの自治体との連携ですけれども、法律に詳しい自治体の職員の方も、運用面で活用し切れていない例があるのではないかと。改めて、中小企業を含めた、広く全国、国民一般へのわかりやすい周知というのをお願いしたい。

それから、商工会議所の方は当然のことながら、国策ですので、会員向けの説明会とか、あるいは委員会で作っていただきましたチラシを配布とか、そういうことはこれまで何万単位でやってきておりますけれども、事業者が本当に知りたいのは、自社のこういうケースはどうなのかという個別ケースの扱いの情報が、Q&Aというものなのかもしれません。そういうものについて、今もある程度やっていただいていると思いますけれども、千差万別ということもありまして、委員会のウェブサイトでQ&Aの小まめな更新とか、あるいは事例集の充実というものをお願いしたいと思います。

それから、商工会議所が主催するセミナーについても、委員会のほうからの講師派遣を私どものほうで希望しますと、大きいところであれば効率がいいわけです。沢山集まるからいいのですけれども、地方の小規模な都市の小規模会議所もありまして、そこでも利用できるように、一定人数要件というのがあるのだそうですが、100人と聞いておりますけれども、100人集められない商工会議所も結構ありますので、そのあたりは柔軟な対応をお願いできればありがたいということでもあります。

とりあえず、私どもの方から申し上げました。

済みません。私もちよっと確認しておりませんが、参考資料というのがございまして、後日、委員会に提出させていただきますので、よろしくお願いたします。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

ただいまの御説明について、御質問や御意見がありましたら、お願いいたします。

丹野委員、お願いします。

○丹野委員 お話しありがとうございました。

お話をお聞きすると、誤解、萎縮、過剰反応があるとおっしゃいましたが、中小規模の事業者様に個人情報保護法の内容をしっかりと周知・広報することは非常に重要だと私も認識しております。また、当委員会はパンフレット等を作成しており、それを使った研修等もちろん行わせていただいておりますし、商工会議所様でも研修等をなさっていることも知っております。ありがたいと思っています。

個人情報をしっかりと保護することというのは、個人の信頼を獲得し、それから企業の経営リスクを低減するものです。逆に言えば、個人情報がきちんと保護されていなければ、個人の信頼も社会の信用も失墜し、企業の経営リスクが非常に増大するというのは間違いないことだろうと思います。

そういう観点から申し上げれば、貴団体の果たす役割は非常に大きく、貴団体としての自主的な取組を期待したいと思っていますのですが、その件につきまして、お考えがあればお聞かせいただければ幸いです。

○日本商工会議所 まさにそのように思っております。それはそうなのですがけれども、個別の企業にとってはどうかというと、やはり法律はなかなか読まないと思いますし、セミナーなら参加するが、パンフレットは丁寧に作っていただいても配るだけではなかなか理解が浸透しないのかなという気がいたします。

どうやってこれを伝えていくかというのは、まだまだ課題があるかと。例えば、最近はかなりスマホを使いますので、スマホに載せていくというようなやり方。LINEを使ってもいいと思いますし、色々な形で情報伝達のツールのオプションを増やしていくのが大事なのかなという感じがいたします。

やはりまだ、なぜ個人情報が重要かということが分かっていない。当初、私どもは個人情報はプライバシーみたいなイメージで捉えておりましたが、最近は個人情報は収集した人が活用する経済的価値のある財産で、経済活動にも利用できることを認識しております。

○丹野委員 例えば先ほどのお話の中でQ&Aというお話がございましたが、私どものホームページにも実は詳細なQ&Aを出しております。我々も更に取り組んでやっていかなくてはいけないし、貴団体においても更なる努力をお願い申し上げたいと思います。よろしくお願いします。

○嶋田委員長 其田事務局長、お願いします。

○其田事務局長 当委員会の幾つかの情報発信の取組について、この場を借りてお知らせしたいと思います。

当委員会ホームページにおいてQ&Aを作成・公表しておりますが、当委員会のホームページを刷新し検索しやすくしたところでして、ぜひ会員企業様に周知していただければ

ありがたいです。また、スマートフォンにも対応しておりまして、コンテンツが縦に表示されるように改善いたしました。また、セミナーへの講師派遣は重要であると考えておりまして、年間を通して企業・自治体等に呼ばれ、毎日のように職員が対応している状況でございます。なお、御指摘の講師派遣に関する100人というような基準はございません。確かに30人と300人のセミナーの日程が重複してしまった際は、マンパワーに限りがありますので、300人の方を優先することもあるかもしれませんが、広く周知していくことが重要と認識しておりますので、御要望と状況に応じて調整したいと思っております。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○嶋田委員長 日本商工会議所さん、どうぞ、お願いします。

○日本商工会議所 これまでも委員会には色々御協力を仰いでおりますが、引き続き委員会に尽力いただきたいと思いますと思っております。

○嶋田委員長 こういう会を持ちまして、お互いの立場とか現状を知るという目的ですので、忌憚のない御意見を頂きたいと思えます。よろしく願いいたします。

それでは、ほかにございますか。

藤原委員、お願いします。

○藤原委員 御説明どうもありがとうございました。

今、委員長がおっしゃったように、せっかくの機会ですので、ぜひ忌憚のないところをお聞かせ願いたいと思えます。私は今から幾つか質問をさせていただきますので、実態はこうなんだというところを教えていただければと思えます。

第1の質問ですけれども、色々なところの意見、各方面からの意見でも、どちらかというと個人情報保護は強化すべきであるという意見も多いと思えます。これが現状ではないかと思えます。商工会議所としては、そのような声についてどう考えて、また、どのように対応を発信されるお考えなのかという、非常に一般的なお話ですけれども、まず総論としてそれを伺います。

2番目は、先ほど常務理事の御発言を聞いていて、私も全く同じような感じを抱いているのですけれども、中小・小規模とおっしゃったのですね。その言い回しに関して、いわゆる中小企業と一言で言っても、中小と小規模では個人情報保護法に対する対応の実態あるいは対応能力はかなり違うとお考えなのかどうかというのが2番目の質問です。

3番目ですけれども、そうはいつでも、例えばeコマース等は、今は中小企業を含めて広く普及しているわけですね。先ほど人材不足でITを活用しておられるという御発言がありました。コンピューター等を一般家庭用のセキュリティと同様にしていると、やはり漏えい等の危険があるわけですね。そのときに、消費者や国民のサイドから見れば、大規模事業者から漏えいしても、中小・小規模事業者から漏えいしても、やはり同じではないかという考え方があると思うのです。だから、その2つを分けるというのは、保護水準を中小企業のみ緩和するのはなかなか難しいと考えられるのですけれども、それについては率直にどう思われるかということです。

4つ目ですけれども、中小企業者あるいは小規模事業者を含めてかもしれませんけれども、EUと取引している事業者が結構あると伺っています。お二方の御認識として、GDPRを中小企業者は認識しておられるのかどうかということです。

5つ目ですが、先ほど個人情報保護法を理由に商工会議所において、名鑑ができないとか、あるいは情報共有がなかなかできないとおっしゃったと思うのですが、旧個人情報保護法が施行されてから十数年経っていますが、中小企業のレベルでは、あの過剰反応が生じた頃と今とあまり実態は変わっていないと思ったほうが良いのかということです。

○日本商工会議所 ありがとうございます。

まず、個人情報保護強化の意見が多いけれども日商はどうだろうかということですが、515のみんなに聞いたわけではありませんけれども、どちらかというと、強化してくれという声は余りないように思いますし、強化の中身、どのように強化するのかということですね。この前ですと、たしか個人情報件数5,000件ルール撤廃があったと思いますけれども、そのようなことはやったとして、さらに何をするのか。罰則を強化するとか、色々なことが出てくるかもしれませんけれども、その中身にもよるとは思います。今のままでは不十分だという感じは余り聞こえていない。事業者ですからそうかもしれないですけれども、そういう印象を持っております。

それから、中小と小規模は違うのではないかというお話ですけれども、中小といっても製造業ですと従業員300人までということになりますと、かなり大きな企業も入ってくるというのは私も思います。そういう会社と、一方で、小規模も範囲が色々あるし、年度末定員も業種によって変わってくるのです。この前の5,000件撤廃のときでいいますと、やはり町のクリーニング屋とか花屋、もちろんスマホを使っていると思いますけれども、個人のレストランとかでお客様、当然、自分のお得意さんとか、あるいはよく来てくれる人とか、そういう人のリストはあると思いますが、それを全部カバーされたということについては、なかなかちょっと、それは当然だと思っている人は余りいないのではないかというのが正直なところですね。

あのときはたしかベネッセですかね。ベネッセのあれはだめだというのは分かりますけれども、町の人たちというのは、お得意様ですから、やはりその名簿は大事なのです。だから、法律のあれはあるかもしれないけれども、それは人には見せないし管理もする。つまり、規制がないとできないことはあるのだろうかという感じがしました。そういう意味であれば、小規模零細のところについては立法事実が余り十分ではなかったのではないかと考えております。

それから、ECとかもやっているのではないかという話がありましたけれども、もちろんどんどんやってくれと、我々はむしろ中小企業のマーケットは、特に海外との取引というのはほとんどないですから、そういうことをやってくれと言っています。むしろこうやって一生懸命、国もサポートしていただいていますけれども、ECの取引というのは、まだ

全然これからだなという認識を持っております。それでどんどんやってくれるのであれば、またそういう問題も出てくると思いますが、今、十分もう非常に多くやっているから事業リスクがあるとかいうところまでいってくればいけれども、そこまでいっていないという感じがしております。大企業とは大分違うなという感じがいたしております。

それから、GDPRを知っているかと。名前は新聞等に出ておりますから読んだ人はいると思いますけれども、どんなことが書いてあるのかということについて、新聞の情報以上のことはなかなかないと思います。

それから、EUとの取引があるだろうということですが、日本の中小企業、先ほど言ったいわゆる中小企業の定義でいきますと、企業数で言うと全体の2%ぐらいが輸出取引をしている。大体はアジアとやっているということですので、ヨーロッパとやっているというのは相当限られてくるのではないかというのが私の印象であります。勝手な印象で、別にデータを持っているわけではありません。

それから、10年前にも過剰反応だったという話で、今も全然変わっていないのかということです。申し訳ありませんが、十数年前のことは余り伺っておりませんで、我々も今回こういうヒアリングをしていただけたということで色々聞いたところ、今、御紹介したような事例が出てきたということで御理解いただければと思います。

○藤原委員 色々な点、忌憚のないところをありがとうございます。

最後に1つだけですけれども、中小・小規模事業者において進められているIT化についてですね。PCを1人1台あって使っている事業者と家のPCくらいしか使っていないような事業者は全然違うということでしょうか。

○日本商工会議所 藤原先生にはいつもお世話になっていまして、どうもありがとうございます。

まさにITの成熟度というのは当然、企業規模ではなく、経営者であるかもしれませんが、あるいは従業員の密度の濃さといいたし、それにもよるのだろうということは間違いなく言えるのだと思います。ですから、中小企業、小規模企業といっても、ECをやっている、小規模であってもやるべきことは経営リスクに応じて対応を考えなければいけないというのは当然のことだと思いますので、それをどう実態と合わせていくか。法律で守るべきことと実態をどうマッチングさせていくかというのは、非常に難しい法律だなというのは我々の実感でもございますし、多分、中小企業の方々もそこをどうシンクロさせていくのかというのが非常に難しく思っているもので、どうしても敬遠しがちになってしまうところが、まだまだ地域の中小企業、小規模企業の方には多いのかなと。

そういう意味で、平成17年、それから前回の法改正、そういうエポックメイキングなことがないと、なかなか個人情報について思い出していただけない方が多いというのがどうも実態かなといった趣旨で、先ほどから常務のほうも話をさせていただいているということで御理解いただければと存じます。

○藤原委員 ありがとうございます。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見はございますか。

熊澤委員、お願いします。

○熊澤委員 本日はありがとうございました。

中小企業というのは、我が委員会でも長年の課題といいますか、どのように対応して良く分かっていただければいいのかということに腐心してきたところです。そこで、商工会議所さんと色々と共同でやらせていただいたことは大変ありがたいと思っています。

今日のお話の中で、中小規模というか小規模事業者のどういうマインドがあるのかというのは、また新たにお聞かせいただいて、非常に参考になったかなと思っています。

一つは、我々はもともと個人情報の取扱いに関しては、先ほど御説明がありましたように誤解や萎縮や過剰反応というものがやはりあって、なるべく個人情報に関わりたくないというネガティブな対応が特に小規模事業者の方は多いということは、ある程度は分かっていたのですけれども、商工会議所の活動において色々と不都合な現実もあるということをお話しいただいて、商工会議所さんにとってもこの部分はやはり大きな課題であると認識されているのかなと感じました。

そういう意味でも、どうしていったらいいだろうかと。やはりこのまま置いておくわけにはいかないと思いますので、どう分かっていただくか、あるいはどう考えていただければいいのかということだと思います。とりわけ一つは経営リスクの問題、もう一つはもっとポジティブに個人情報を扱うという、ある意味、これからの中小企業の大きな課題であり、ここをうまくやっていけばより発展できる企業も出てくると思うのです。そういったものに関して、大きく言ってしまうればこれは経営者の意識の問題かなと、どのように経営していくかということかなと思いますので、そういう観点からの取り組みというのは今後どうでしょうか。その辺のところのお考えを伺えればと思います。よろしくお願いします。

○日本商工会議所 基本的には今、中小企業の問題意識の中にもう一つあるのは事業承継の問題が言われていまして、二百数十万と言われているところが、後継者はどうなんだといったときに、半分ぐらいの百二十数万者が後継者に悩んでいるということです。今、波としては60代後半ぐらいが経営者のピークとして来ているので、この10年以内にほとんどが廃業してしまうという問題がある中で、やはり経営者の方が若返りをいつ図るか。そこで、デジタル化時代への共通マナーが切りかわるといのがこの10年以内に起こってくるのかなという期待もあります。さはさりながら、現在生きている経営者の方もいらっしゃいますので、そこに対してどう防御手段を備えていってもらうのかというのは、経営者のみならず企業体としてどうやっていくのか。また、我々みたいな支援団体ですとか、あるいはITベンダーさんかもしれませんし、そういう皆さんで守っていく仕組みを、これは個人情報のみならず、セキュリティーも含めて考えていかなければいけないのかなという意識は持っているところでございます。

特に個人情報保護法ということで、保護面のほうに非常に強く意識を持っていかれるも



のですから、まさに今、熊澤委員がおっしゃったように、個人情報をもっと活用してほしいという方々に対してどういうフォーメーションをとれるのかというのは、ひとつ考えていけるといいかなと我々も思っております。

また、先ほど強化のお話が藤原委員からも出たと思うのですが、強化の面では、例えばベネッセの事件等を見ても、これは少し意見が分かれるかもしれませんが、企業体が幾ら頑張っても、一人犯罪者が出てしまえば、それで企業が二百数十億とか経済的な損失を負ってしまうというのも事実でございます。そういう悪人が出ないようにどうするかというの、もしかするとペナルティーの部分で今の法律では足りない部分もあるのだとすれば、そこは少しお考えいただいた上で、このどちらを、利用してもらうのを進めるのもありながら、悪人が出ないようにどう取り締まるかというの、ぜひ委員会のお立場でお考えいただけるとありがたいなと思うところでございます。

○嶋田委員長 ほかにもございますか。

どうぞ。

○中村委員 移住と起業に関する事で、移住者にとって個人情報を含む情報を自治体に出したりとか、そういうところの負担感が出ているというお話がありました。それについてちょっとお聞きしたいのですけれども、情報連携のようなものを自治体のほうで進めていって、ワンストップサービスのようなもので、移住プラス起業みたいなサービスが盛んになるとよいなと。そのような声がそちらの方に届いているということなののでしょうか。

○日本商工会議所 そういう意味で、マイナンバーが創立されたときも、我々の方としては、マイナンバーを通じて色々な手続が円滑化するようにワンストップでというお話も要望として出させていただいていますので、同様の趣旨で捉えていただければよろしいかと思えます。

○嶋田委員長 ほかによろしいでしょうか。

どうぞ。

○大滝委員 先ほどの熊澤委員の御質問とも関わりがあると思うのですが、多分、中小企業のコンテキストの中で、個人情報の問題だけを特別に取り出して説明するということには、もちろん意味はあると思うのですが、現実の経営者と従業員の人たちが置かれている環境を見ると、やはり会社の中で情報化をいかに推進していったらいいのかとか、そのことを通していかに生産性を高めていくのかというような、そういう背景の中で個人情報を保護したり利活用したらいいということを説明していくというようなことがないと、なかなか個々の企業の、特に中小企業の経営者の人たちにとっては理解もしにくいし、どのようにしていいか分からないということではないかと思うのです。

まさに御説明のような情報化の推進は多分一社でそれをやれと言われてもなかなか難しいので、やはり外部の機関、外部のベンダーとか専門の情報、例えばソフトウェアだとか色々なものについてよくわかっている同じような規模の小さな専門企業がサポートするかという体制を商工会議所さんの中でも作っていくようなものがないと、なかなか現実には

まく進んでいかないのではないかという懸念のようなものを持っているのですけれども、その辺のことについてはどのようにお考えですか。

○日本商工会議所 それでは、名刺交換させていただいていないので恐縮でございますが、実はITコーディネータという資格を私も取らされまして、これは三村会頭を初め、中小企業のIT化の推進をどう進めていくかという中で、我々自身がきちんとITの素養を持って臨まなければいけないのではないかということで、これを今、全国の経営指導員、3,500人おりますけれども、その3,500人もITコーディネータとは言いませんが、ITパスポートなりそういう素養を持ってというお話もさせていただいているところでございます。

ただ、今まさに御指摘いただいたように、平成18年から私はこの職をしておりますけれども、情報化がなかなか進まない。なぜですかというと、経営の課題を抱えている方にいきなりITとかセキュリティと言っても、なかなか御自身の経営のコンテキストの中に入ってこないというのがあります。これは現在、セキュリティも実は同様の形になっておりますので、何とか経営者の方のマインドにはまるような形の落とし込み方をしているかといけないということは、まさに今、御指摘のとおりかと思っております。

○大滝委員 ありがとうございます。

○嶋田委員長 時間もちょっと押してまいりましたけれども、ほかによろしいですか。

本日は、お忙しいところ、色々と忌憚のない御意見をいただきまして、ありがとうございます。いずれにしても、私どもに協力していただきたいし、私どもも何かお力になれることがあれば、知識等も含め、できるだけ御一緒にやっていきたいと思っております。商工会議所をはじめとする中小企業の活動は日本経済に占める割合が非常に大きいわけですから、とても重要な領域だと思っておりますので、今後とも色々と忌憚のない御意見をこちらに言っていただけたらと思っております。本日は本当にありがとうございます。

頂いた御意見も含めて、個人情報をめぐる様々な状況について、今、各方面から御意見を頂戴して、よりよい、改正するべきかどうかも含めて課題を整理、検討してまいりたいと思っております。今後とも色々と意見交換をさせていただければと思っておりますので、ぜひ御協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、時間の制約もありますので、質疑応答はここまでといたします。

久貝様、小松様、本日は本当にありがとうございました。

(日本商工会議所退室)

(全国商工会連合会入室)

○嶋田委員長 それでは、続きまして、全国商工会連合会の乾様に会議に御出席いただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○嶋田委員長 それでは、乾様におかれましては、御多忙の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。御説明をお願いいたします。

○全国商工連合会 今、御紹介賜りました、全国商工会連合会の乾と申します。

今日はこういうヒアリングの機会を設けていただき、またお呼びいただきまして、誠にありがとうございます。感謝を申し上げたいと思います。

一昨年5月以来、対象規模が拡大をされたというのに一番関係が深いであろうと言われた組織でありますけれども、今日はその後の状況について、今、我々が把握している内容を、時間の制約はございますけれども、かいつまんで御報告申し上げたいと思います。

今ほど商工会議所の代表の方のヒアリングがあったとかがっておりますけれども、商工会という組織に関しては、場合によってはなじみのない組織ということで、御存じない委員の先生方もいらっしゃるかもしれませんので、初めに、資料がなくて大変恐縮でございますけれども、口頭で少しどういう組織なのかということをお報告申し上げたいと思います。

結論的には、東京を初めとして大都市を中心に展開しております商工会議所と機能はほぼ類似のものがございまして、大都市以外の市町村、特に地方における市町村での中小・小規模企業に向けて、様々な経営支援の全般的なものを行うことを任務とする組織でございまして、昭和36年から発足、スタートしたものであります。全国に直近時点で商工会の数は1,653ございまして、数からすると恐らく会議所の3倍ぐらいの数がある。その分、人口の少ないところですので、一つ一つの規模は小さいというふうイメージをいただければと思います。

我々商工会の主な役割は、繰り返しになりますけれども、中小・小規模企業のもろもろの経営の案件に関する全般的な相談、よろず相談組織ということでございまして、最近で言いますと生産性向上、あるいはその前でありまして経理、経営の細部に至るもの、労務相談のようなものも含めて全般的な相談を持ち込まれる、その相談に応じる、指導をする組織でございまして、情報関係、IT全般、個人情報の保護に関しましても、地域における中小・小規模企業の様々な問題、課題に対する、解決策と一気にはいかない部分はあるかもしれませんが、相談に応じる。そういう組織ということでこれまでも地域で活動をいたしております。

現在、会員数からしますと80万強、80.3万人というのが一番新しい数字でございまして、全体としては会議所よりも少し小さいのですけれども、数が多くて、その分広い地域で、国土の4分の3の地域で展開をしておりますので、かなり手間のかかる事業内容になってございます。

1,653と申しましたけれども、規模からして会員数が3,000名を超えるところもありますし、会員数が50名ぐらいしかいないところもございまして、かなり規模に格差のあるものであると御理解いただければと思います。

先ほど、相談窓口と申しましたが、経営一般ということでありとあらゆるものが持ち込まれますけれども、必ずしも全てが完結的に商工会で解消できるようなものではありません。特に最近働き方改革というものも注目をされるわけでありまして、この個人情報保護も最近特に対応を迫られている重要な課題であります、残念ながら専門家が常にいる

わけではないということで、商工会がいわば橋渡し役ということで、外部の専門家、働き方、労務関係でありますと社会保険労務士、先生方も御存じのとおりだと思いますけれども、そういうところの有識者に依頼をして、相談窓口を設定して、法務相談もごじますし、そういう相談窓口を設けて会員のよろず相談に応じる。このような体制でこれまで来ております。

今日の個人情報保護でありますけれども、一昨年5月までは従業員100以下及び5,000件以下は適用除外にされていたものが、一気に対象が拡大をされたということで、先ほど来申しております小規模事業者の大多数にとりまして、規制の網といいますか、対象が広がったということが現状でございました。

商工会の会員は80万と申しましたけれども、我々の分類では、そのうちの9割ぐらいがいわゆる小規模事業者でございます。小規模事業者は中小企業基本法の定義からしますと、ものづくりで20名以下、サービス業、旅館とか飲食店では5名以下の規模の事業者を小規模企業と分類いたしております。これが9割弱を占める組織でございますので、いわば大多数の会員がそれまでは対象にならなかったものが、一気に広がってきたというのが現象面としての法律の推移といいますか、適用の実態であったということでもあります。

お手元に資料がなくて、数字ばかり羅列して申し訳ありませんけれども、まずはそういう商工会の役割として、規制なり法律の状況がどのように変わったかということを経営の末端に至るまで周知徹底することがまず第一の役割でございますし、商工会といえども大きなところは数十名、小さいところは数名の事務局でありますけれども、やはりこれは使用者と被用者の関係もありますから、個人情報の扱いについても、まず自ら商工会が規程をつくり、あるいはプライバシーポリシーを設定し、さらに基準まで整備することが求められるわけにあります。

昨年12月末の段階で、私ども全国商工会連合会のほうで調査をいたしました。規程を整備するのがまだ残念ながら、恐縮でありますけれども、100%までは至っておりません。1,653には至っておりません。72%ほどに年末ではとどまっております。プライバシーポリシーでは大体64%でございます。保護に関する基準でありますけれども、昨年12月末の段階で39%の整備にとどまっています。

もっともっと努力が必要なのですけれども、相談を受けて、整備を進めなければ、さらにその指導、支援をする立場の者がまだ十分できていないということは、我々も反省をしつつ、さらにそのレベルを上げていきたいというのが課題の一つでございます。これは商工会組織の内部の努力の問題でありますので、引き続き努めてまいりたいと考えております。

一方、会員の圧倒的多数が小規模な者でありますので、その状況はどうかということですが、残念ながら一つ一つの会員企業に対しての調査はこれまで取り組むことができておりません。今日は間に合いません。御報告できなくて大変恐縮ですけれども、今までのところ、この1年半の間に保護の問題でトラブルなりいろいろな事故が起こったというよ

うな報告は一切上がってきておりませんので、その点に関しては幸いな状況が続いているということかもしれません。

その理由の一つには、中小・小規模企業の一般的な傾向でありますけれども、まだ周知が十分整っていないということがあろうかと思えます。私ども、今日のヒアリングに当たりまして、事前に全部ではないのですけれども、幾つかサンプルヒアリングをさせていただきました。電話による聴取でありますけれども、その中で、やはり事業者に直接聞きますと、恥ずかしながら、そもそも法律の対象になっているとの認識がなかったというのがまず第一に出てまいります。これは努力不足を否認しないところでありますけれども、そのほかに、やはり御想像のように人が足りない、あるいは経営面でいろいろ制約がある、景気がなかなか上向いてこないという地域の中小・小規模企業にとりまして、なかなか経営の余裕がありませんで、後回しになっているということです。ある種の言い訳かもしれませんが、何から取り組めば、どう取り組めばいいか分からないという率直な声も多く上がってきております。

そのような中で、類似の制度でありますマイナンバーに関しましては、やはり納税とかにいろいろ関わってまいりますので、マイナンバーに対する取組はやっているけれども、個人情報保護に関しては後回しというのが、残念ながら小規模の本音の一部でありまして、これをどうクリアしていくかというのは大きな課題として認識いたしております。

何分、繰り返しでありますけれども、まず必要性の認識に関して言えば、国あるいは行政の方から繰り返し継続的かつ大規模に、大規模といいますがもちろん限度はあろうかと思えますけれども、継続的なPR、周知の取組を是非お願い申し上げたいということとともに、私どもからも、商工会組織と一緒にといいますか、相乗的に、我々がそれを末端により浸透させていくような努力も続けていきたいと思っておりますが、まずは国のほうで、あるいは都道府県、地方行政も含めて、周知の努力をお願い申し上げたいというのが一つでございます。

もう一つは、どうしても経営資源に乏しい小規模企業の場合に、そもそも体制を整える、その一つのポイントはやはりIT化、IT投資であろうかと考えております。いろいろなレベルのものがございまして。パソコンを1つ導入するのもIT投資ということが考えられる規模の企業でございまして、大企業とはちょっとレベル感、グレードが違うのかもしれませんが、そういうものも含めての、プリミティブなものも含めてのIT化をどうやって推進していくのか。普及させていくのか。これは中小企業施策のポイントの一つ、生産性の向上という題目で予算措置もなされておりますけれども、このIT投資の支援の規模を拡大して、継続の措置をお願いしたいというのが2つ目でございます。

余談になりますけれども、ちょうど消費税の引き上げと軽減税率がこの10月にスタートいたします。そのためにいろいろな支援措置の中でキャッシュレスでありますとか、あるいはレジスター、POSレジと我々は略称で呼んでおりますけれども、そういったものの導入支援が国の方で講じられて、予算が成立したらということではありますけれども、も

う間もなくそれが実行されると思います。そういったものも基本的に同じようなシステム、ハードは同じイメージで、それにソフト、アプリケーションをいろいろ追加していくということではありますが、そのような御支援を継続かつ拡大して、お願いを申し上げたいと思います。

それまでの間、まだまだ努力不足を繰り返して恐縮でございますけれども申しておりますが、一昨年にまとめてお出しいただきましたガイドラインで、これまでなじみのなかった規模の企業に対しての、言うならば導入部分ですね。我々はこれを必ずしも全てかみ砕いて理解できたとは自信を持って言えませんけれども、少しこの新たな小規模な者に対する、うまくこれをつながっていくための道筋がガイドラインにも示されていると理解しております。ああいうものは引き続き、取り組もうと思ってもやり方が分からない者に対する道筋として、有効なものとして使わせていただければと感じているところでございます。

大体今のに尽きるのですけれども、商工会としてどうなのかということでもあります。この取組を続けるに当たりまして、相談があればIT化、IT投資とか、人をどうやって充実させるか、人材育成をするかということの回答は出せますけれども、商工会として積極的に幅広く会員に周知を徹底したり、あるいはこちらから働きかけて対応をするように進めることはなかなか難しいというのが、このサンプルヒアリングで出てきたものであります。これは我々の側で考えるべき話ではありますけれども、それは重々承知しておりますけれども、認識のない、まだまだ徹底していない小規模な事業者に対する働きかけのツールがもしありましたら、御指導いただければありがたいなと思います。

口頭で資料なしに大変漠としたことで恐縮でございますけれども、商工会が関連する部分については以上ということで、御説明を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

丹野委員、お願いします。

○丹野委員 お話、どうもありがとうございました。

中小・小規模事業者様はそもそも個人情報保護法の対象となった認識がないと先ほどおっしゃいましたけれども、そういう事業者にも個人情報保護法の内容を周知・広報することは非常に重要だということ、企業サイドからいえば、個人情報をしっかり保護することは、そのまま企業の経営リスクを低減するものであるということ、多分御認識は一緒だと思います。そうすると、事業者様にその部分をどうやって知っていただくか。後回しにされないように、現実に理解していただくかということについて、積極的に、自主的に取組をしていただきたいと思いますし、それで何か私どもが御相談に乗れるようなことがあれば、私どもからも可能な限りサポートしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○嶋田委員長 お願いします。

○全国商工会連合会 ついつい本音を言ってしまったのは申しわけありませんが、相談窓口の機能として十分果たしていないのではないかと、もっと積極性が欲しいという御指摘はごもっともだと思います。それを責任逃れのために申し上げたのではなくて、正直、我々も隔靴搔痒なところを感じているために、先ほども申し上げたのです。もろもろの働き方改革だとか、消費税対策だとか、あるいは経営一般、経理の在り方、税の申告、いろいろな相談なり何なりがある中で、そういうものは積極的にといたしますか、こういう新しい法令が出ましたとか何とかというような形で商工会が会員事業者に対して積極的に赴いたり、訪問指導と言っていますけれども、積極的にアクションを起こすということは間々やっているわけでありまして。これは言い訳だと自分でも思いながら申し上げているのですが、なるべく積極的に訪問をして、こういうふうになりましたと、制度がこう変わりました、何月何日に施行されますという初めの御説明はできても、その次に、では、制度対応にこれこれこうですというようなことを申し上げて、そのフォローアップのきっかけがなかなかつかみにくいという趣旨で御理解いただきたいと思います。

繰り返しですけれども、その方法はないのかということをお我々としても模索しております、恐縮でございますが、逆に何かいいアドバイスがありましたらと思います。

○丹野委員 私どもの方では、資料については分かりやすいパンフレット等も作成しております。こういうツールを御要請があれば用意をさせていただいて、お手伝いをさせていただきたいと思っております。こういうものも一つのきっかけかなと思っておりますので、ぜひ御尽力賜ればありがたいと思っております。

○全国商工会連合会 ありがとうございます。

先ほども先生のお話がありましたが、これは最初の段階で我々商工会のほうにも必要部数を頂いているかと思っておりますが、また改めて、これを訪問に持参をして、これについてどうですかというような働きかけですね。併せて商工会組織で徹底をしたいと思っております。ありがとうございます。

○嶋田委員長 他に意見はございますか。

藤原委員、お願いします。

○藤原委員 正直なところをお話しただいてどうもありがとうございました。

今から何点か教えてほしいことを伺いますので、ぜひ今度も、実態はこうなんだとか、忌憚のないところをお話ししていただければと思います。

1つ目は、この法律全体のお話なのですけれども、例えば世の中では、人々のプライバシー意識もますますデジタル化された社会で高まってきて、もっと個人情報保護を強化すべきだとか、個人の権利を強くすべきだという意見もあるし、それが多いような気がするのです。こういう声に対しては、正直なところどう思われるかというのと、どのような反応をされるのかなというのが1つ目です。

2つ目ですけれども、先ほど、事故は幸いなことに報告されていないけれども、それは認識されていないからかもしれないという御説明でした。それについて、認識されていな

いというのは、何についての認識がないのか、そのあたりを教えていただきたいのが2番目です。

3番目は、先ほどIT投資とか経営戦略とおっしゃったのですけれども、たとえ小規模事業者であっても、もしIT投資をして、個人情報を取扱うとすると、個人情報保護法の種々の議論の対象に入ってくるのでしょうか。

○全国商工会連合会 ありがとうございます。

言葉が足りなかった部分が多々あったなど反省もいたしておりますけれども、世間の認識が高まったと、まさにこれは同じ、小規模事業者といえども一般的な傾向は十分認識している。そうでなければ存続が許されない。事業体としても、経営主体としても、それは当然のことだろうと思います。

ただ、これをやるべきだし、やらないとどうなるかということの認識はあったとしても、つい後回しになってしまうという優先順位の問題として、厳然としてその問題はあるのではないかということで申し上げました。経営者が1人5役、6役をやっている、そういう小規模事業者も珍しくない中で、資金繰りから生産計画から雇用、そういったものまで1人で全部判断をしなければならぬ。そういう忙しさの中で優先順位がなかなか、現時点で十分上がってきていないということと、世の中の流れとのミスマッチといいますか、ギャップというのが残念ながらあるなどというのは正直申し上げて、認めなければならない部分だと思えます。

これをどう、本来、社会的責任というようなことまで言わなくとも、経営リスクとおっしゃいましたが、経理リスクを十分払拭していくためにどうするかというのを経営指導のときに考えて、きっちり正確にお伝えしなければならぬという認識はあるけれども、これをどの程度、力を入れていくべきかという点で悩ましいという観点で申し上げました。

○全国商工会連合会 2つ目の、事故が幸いにしてなかったと申しました。その理由は、やはり労使ともに関係者が、自分たちがこの法律、個人情報保護の体系の中に位置付けられたということの認識がないことも一つの大きな理由だと思えます。これは間違いのないと思います。ですから、それを突破するために、やや砂場に水をまくがごとの議論になってしまいますけれども、継続的な内容と法制度、それからこれに対する対応のマニュアル的なものも含めて継続的にアナウンスしていくということが大事であるかと思えます。

もちろん、どうやって対応すればいいのかわかっているけれどもというのは、先ほどの優先順位と相通じるところがあるのですけれども、よりバイパスといいますか、ショートカットできれば、その経営者の意識からすると大変ありがたいという方もいらっしゃると思います。主として労使ともに関係者の中での認識が不十分だというのが一番大きな理由ではないかと、残念ながら感じてはおります。

3番目に、IT投資の点で、申し上げたことをお聞き届けいただいて大変ありがたく感謝いたしておりますが、そこにおいて、1番目の社会的なあのような存在ということと同じことなのですけれども、小さいからやらなくてもいいのだとか、小さいから全くそのらち



外にいるということは既に制度的にも、現実的にもそのような状況にないというのは、少なくとも意識をしている人たちには全員共通した認識であります。大きいから、小さいからではないということです。

どのようにやればいいのかという方法論と、それから、例えば国の支援なり自治体の支援なりがありましたら、それを最大限活用させていただく。これは結局、生産性の向上なりリスクの低減にも役立つという認識は多くの小規模企業の経営者は持っておりますので、これは中小企業政策だろうとは思いますが、そちらの方と我々も密接に連絡、要望をしながら、具体的な取組の方法を見出していきたいと思っております。是非、こういう問題もIT化、生産性向上につながるのだということを、委員会からも該当部局にプレッシャーをかけていただければありがたいなと思っております。

ありがとうございます。

○藤原委員 どうもありがとうございました。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

小川委員、お願いします。

○小川委員 御説明ありがとうございました。

先ほど丹野委員からもお話がございましたけれども、先日、個人情報保護委員会のホームページがリニューアルされました。今回はスマホでも見やすくなっているので、是非、お忙しい事業者の中で移動時間に見ていただければなと思っております。

その中で、例えばヒヤリハット事例集とか、あるいはFAQがありますので、気づきを与える一つのツールとして、ぜひ使っていただければなと思っております。

もちろん、IT化、セキュリティ対策に関しては、個人情報保護だけではなくて経営全般にわたって生産性向上という観点で必要だと思うのですが、商工会もしくは連合会全体で自主的な取組というのはどのようにお考えになっているのでしょうか。

もう一つ、例えば、特にITなどは何をやっているかわからない人が結構いらっしゃると思うので、事業者においてすごく良い取組を発表できるような場ですとか、お互いに高め合うような取組などもあるのではないかと考えるのですが、どのようにお考えでしょうか。

以上です。

○全国商工会連合会 ありがとうございます。

先ほど御指摘の中で、危険性が高まっているというのは我々も十分認識しております、個人情報保護の取組が必要だと。普段、皆もうスマートフォンを使うのは当たり前の状況で、相当な容量の情報が行き交う時代になりますから、従来そんなことは問題なかったからといって、それをこれからも良いだろうとかいう甘い考えではない。認識はより鮮鋭化しているというのを申し上げたいと思っております。

それを踏まえた上で、我々は全国横断的な団体として、ネットワークの取組は平成の初

めの段階からやっておりました。元々が経理指導、中小・小規模企業は十分バランスシートも組めないで、確定申告にも十分対応できない、こういったところをどう指導していくかというところから始まっております。今はいろいろな会計ソフトも一般的に普及しておりますけれども、これをもっとスケールメリットで安く、効果的、効率的に経理の方式を提供できないかというところで、ずっと長い間、こつこつネットワークの投資もしてまいりました。今や我々のところでキーになりながら、全国の商工会のほとんど、全部ではないのですけれども、1400、1500のオーダーでそういうネットワークを使っております。

その中で詳細な、膨大な情報のやりとりをしておりまして、経理に係るものですから、もちろんこれは個人情報の典型だと思っておりますけれども、経営者個人のいろいろな情報もその中には、指導をするためには必要なものですから、経営指導員という担当がおりますけれども、それを把握した者が外部に漏れないように管理しながら、その情報もきっちり我々のところで把握できるようになっている。

もちろんいろいろ横展開ができるもの、できないもの、鍵をかけたりはしておりますけれども、情報が一番鍵になる組織なものですから、数字も、あるいは経営者個人のパーソナリティも、そういったものも例として申しましたが、そういうものの取組は事故を起こさないようにきっちりやって、幸いにしてこれまで、ごくごく意図的な小さい規模のものを除いて、大きな事故は起こしていないという実績として、我々も自負をいたしております。

その中で、我々が好事例とか何とかを集めていろいろなコンテストをやったりはしているのです。長い間やったりしているのですが、主として我々の本来の業務が、経営計画をつくって、いかに小さいところ、脆弱な企業を強靱化するか、それで世の中に規模を拡大して認められるようにするかというのが本来業務なものですから、そういうもののコンテストはずっといろいろなところでやったり、グランプリという名前で表彰したりということをやってきております。

ITシステムなり情報のシステムですばらしいというよりも、もうちょっと先の人の要素、経営の要素が強いものを対象にしているものですから、システムの取組ですばらしいものという前提で、そういう意図でいろいろなものを比較して、好事例を横展開するということはやったことがありませんけれども、全国的なネットワークの中におりますので、その気になればといいますか、やればできると思います。

すみません。答えになっていないかもしれませんが、そこそこの水準にあるものということをお願いいたします。

○小川委員 どうもありがとうございます。

新しい取組を期待しておりますので、よろしく願います。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

他によろしいでしょうか。ありがとうございました。

民間団体へのヒヤリングを通じて、個人情報保護法の改正に向けての様々な課題の整理

と検討をしているのが現状でございますが、本日は本音の部分でいろいろお話しただけで参考にさせていただきました。委員からも個人情報保護法の理解・浸透のための方法論についてのアドバイスもさせていただいたように思います。今後ともよろしく願いいたします。

時間の制約もありますので、質疑応答はここまでといたします。

乾様、本日はありがとうございました。

○全国商工会連合会 どうもありがとうございました。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

○嶋田委員長 こちらこそよろしく願いいたします。

(全国商工会連合会退室)

○嶋田委員長 本日の議題は以上です。

本日の会議の資料、後にお届けいただける分も含めて、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○嶋田委員長 それでは、そのように取り扱います。

これで本日の会議は閉会といたします。

事務局から今後の予定を御説明願います。

○的井総務課長 次回の委員会でございますが、3月27日水曜日の14時30分から開催の予定でございます。

本日の資料につきましては、ただいまの御決定どおりに取り扱います。

本日は誠にありがとうございました。